

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	上比地地区 (上比地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月28日 (第 3 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地所有者の年齢層は70代以上が43%を占め高齢化が進んでいるが、平成26年度より人・農地プランにいち早く取組む中で担い手に約42%利用集積を進めているが当地区は未整備農地であり集積は進まない状況となっている。しかしながら農地活用については自作での農地利用もあり、現状遊休地は少ないが今後高齢化により遊休農地が拡大する懸念もあることから、持続的に農地の利用を図りながら後継者や地域の若手農業者等の確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
 ・耕作者による水路・農道・畔等の維持管理には限界があるため所有者・地域含めた取組強化が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻及び野菜を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について市、県、JAと連携して取り組む。
 ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は農地利用も行うが主に保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地の集積・集約化に向け団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず原則として農地を機構に貸付けていこう、担い手も含め集落全体で検討していく。 また、当面は耕作を希望する所有者にあっても営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
上比地地区は基盤整備未実施で農地の大区画化を図ることで作業効率の向上と汎用化を推進することを地域で検討を進めると共に、水利施設等については、地域が受益者と連携し適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
次世代農業者の確保・育成を図るとともに新しく農業を志す若者を受け入れる体制づくりを地域で協議し、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業についてはサービス事業者への委託を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。